

環境社会配慮助言委員会 第155回 全体会合

日時 2024年4月12日（金）14:00～16:38

場所 JICA本部2階229会議室及びオンライン

（独）国際協力機構

助言委員

東 佳史	立命館大学政策科学部・大学院 教授
阿部 貴美子	実践女子大学人間社会学部 非常勤講師
小椋 健司	元日本高速道路インターナショナル株式会社 プロジェクト担当部長
貝増 匡俊	神戸女子大学 家政学部 家政学科 教授
源氏田 尚子	公益財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)
	東京サステイナビリティフォーラム フェロー
柴田 裕希	東邦大学 理学部 准教授
鋤柄 直純	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 元研究主幹
鈴木 和信	日本大学 国際関係学部 教授
谷本 寿男	恵泉女学園大学 人間社会学部 元教授
寺原 譲治	城西国際大学 観光学部 教授
錦澤 滋雄	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授
二宮 浩輔	山梨県立大学 国際政策学部 元教授
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
松本 悟	法政大学 国際文化学部 教授
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 名誉研究員

敬称略、五十音順

JICA

辻 研介	審査部 次長
高橋 暁人	審査部 環境社会配慮審査課 課長
池上 宇啓	審査部 環境社会配慮監理課 課長
福田 千尋	東南アジア部 東南アジア第一課 課長
西井 洋介	東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課 企画役

○高橋 JICA の審査部の高橋です。本日もよろしくお願いいたします。

原嶋委員長、鈴木委員の参加がまだ確認できておりませんが、その他の委員はご参加を確認できております。JICA 本部の会議室からは、JICA 関係者だけで、委員は皆様オンラインでの参加となっております。よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 それでは、音声入っていますか。原嶋ですけど、音声入ってますでしょうか。

○高橋 はい、聞こえております。

○原嶋委員長 はい、それでは時間になりましたので、始めさせていただきます。JICA 環境社会助言委員会第 155 回の全体会合を開催いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、まずワーキンググループのスケジュール確認ということで、今お手元の議事次第に従って進めさせていただきますけども、その前に本日先ほど、今高橋さんからもありましたけども、私のほうで承知している限りでは阿部直也委員、石田委員、そして田辺委員がご欠席ということで、鈴木委員が若干今遅れてるということですけども、そのほかの委員の皆様はオンラインで出席ということでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、改めまして議事次第に戻りまして、ワーキンググループのスケジュール確認ということで、今お手元といいますか、画面に出ております。細かな日程の変更につきましては数日中に事務局にご連絡いただきたいと思いますんですけども、大きな点で何か確認や質問などありましたらご発言いただきますので、サインをお願いします。

また、事務局のほうは何かございますでしょうか。

○高橋 はい、ありがとうございます。

事務局からは特段ございません。確定しているワーキンググループは投影されているとおり、4 月 19 日のモロッコ案件となっております。5 月 6 月にも何件かワーキンググループが入ってくるんじゃないかなと予想しております。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、繰り返しになりますけども、詳細な日程の変更については事務局といいますか、審査部のほうに数日中にご連絡いただければというふうに思っております。大きな点で確認事項ありましたらご発言をいただきますので、サインを送ってください。

それでは、よろしいでしょうか。特になければ次の議題に移ります。

3 番目が案件概要説明ということで、本日 1 件予定しております、インドネシア国のパヤクンブーパンカラン有料道路トンネル建設業でございます。

それでは、準備が整いましたらご説明をお願いします。

○高橋 審査部の高橋です。本日インドネシア担当課の福田課長からご説明いただきますけれども、その前に私から簡単にご報告させていただければと思います。

本件、全体会合で概要説明を行うのは 2 回目であり、調査開始前の 2019 年 8 月に概要説明をさせていただいております。その当時は、2020 年の後半には調査が終わる予定で検討しておりましたが、いろいろと状況の変化がございまして、本日まで調査が継続しております。これまでの経緯と共に、今後の円借款供与に関する計画に関しましても、軌道修正を図っていく必要があるというこ

とでご報告するものです。詳しい内容については福田課長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○福田 はい、JICA 東南アジア課で課長を務めております、福田です。

資料に基づいて説明させていただきますが、投影お願いできますか。はい、今目次が表示されているかと思いますが、改めて事業の背景、調査開始以降の経緯について最初に説明させていただいたうえで、今後のスケジュールについてお話しできればと思います。次のスライドお願いいたします。

まず事業の背景、改めてということになりますが、インドネシアのスマトラ島における事業として、スマトラ島っていうのはジャワ島に次ぐ人口と、豊富な天然資源を有しておりまして、今後も高い経済成長が見込まれているものの、中央部といいますか、中心部に山脈や高原地帯というのがある、スマトラ島の東側と西側で分断されているという事もございますので、東西を結ぶ交通ネットワークの整備、向上が喫緊の課題になっているという状況の中で、インドネシア政府において、このスマトラ島を有料道路で結ぼうという計画がございまして、国家戦略プロジェクトにも認定されているものになりますが、その有料道路の中で東西を結ぶものとして、西海岸のパダンとプカンバルを連結する有料道路というものが計画されており、そのうちハラウーパンカラン間というところが山岳地帯であるということもあって、ここをぜひ日本の知見を活かして案件を形成したいという要望があり、JICA への協力要請が為されました。地名だけ申し上げてもちょっとわかりづらいと思いますので、後ほどまたご説明できればと思います。次のスライドお願いします。

調査開始以降の経緯としましては、2019 年 7 月にパヤクンブーパンカラン間を当時対象として協力準備調査を開始しております。その後、一時期調査が中断しましたが、2023 年 6 月にパヤクンブ周辺の現地住民からプロジェクトに対する反対意見等が示されていることを踏まえまして、インドネシア側実施機関と弊機構との間で、当該区間を本事業のスコープから除外するという事で合意をいたしまして、調査を再開し、2023 年 12 月に本事業は山岳区間のトンネル橋梁ということもありまして、地質調査結果次第で事業費や工期が大きく変動する可能性があるということで、まずはエンジニアリング・サービス、円借款の中にもプロジェクト借款で一回で共有するものと、プログラム借款と、あるいはそのプロジェクト借款のエンジニアリング部門を切り出すエンジニアリング・サービス借款というものがあんですが、これを E/S 借款と呼んでおりまして、E/S 借款でまずは開始しようということで実施機関と合意をしたという経緯がございまして。

次のスライドが調査開始以降の調査対象地域として、冒頭の説明でお話ししました、まずこの図という一番右上のところに、インドネシアにおけるスマトラ島の位置が示されておりまして、これは委員の皆様もご案内のとおりかと思いますが、その下に、大丈夫ですかね。スマトラ島の中における、まずは何でしょう、南北に貫く有料道路建設計画、そして東西横断する計画というものを緑、赤、青でフェーズごとに記載しております。若干見づらいんですが、この真ん中のところにパダンですとか、あるいはここに記載はないのかな、プカンバル、パンカランですとかというものがございまして、それをさらに近くで拡大してみたのが一番下のパダンープカンバル有料道路として、一番下のパダンから一番上プカンバルまで結ぶもののうち、今回調査を実施しているのが、左下で拡大しているその一部のハラウからパンカランまでであるということになっております。

それで、次のスライド映していただきまして、もともと調査開始した当初は、一番左のパヤクン

ブからハラウを経由してパンカランだったわけですが、パヤクンブからハラウは調査スコープから除外しておりまして、現在はハラウインターチェンジからトンネルを建設して、橋梁があって、パンカランを結ぶ道路を調査対象としております。もともとの既存道が細い黄色の実線部分でして、これをトンネル等を通じて、より地図で見るとわかりにくいんですが勾配がなくなる分、所要時間、移動コストにおいて大きな低減が期待できる事業ということになっております。

次のスライドが、以上の経緯を踏まえた直近の事業の概要になりまして、本事業の目的としては従来どおりこのような事業目的となっております。事業の概要としては、片側二車線の有料道路をフェーズ1区間としてトンネル周辺道路、フェーズ2区間として橋梁及び周辺道路を建設しますと。まずはこの事業のエンジニアリング・サービス借款を供与するということを計画しております。環境カテゴリ分類はAということで調査を進めております。

最後のスライドに移っていただきまして、今後のスケジュールとしましては、今2024年においてE/S借款の審査を想定しておりまして、本体の事業を開始するまでに、今続いている協力準備調査のドラフトファイナルレポートができ上がりますので、そのワーキンググループでしたり、あるいは環境レビューの方針説明というものを助言委員会で行ってければというふうに思っております。ご参考までですが、E/S借款の中では物理的な準備作業に伴う影響というものは予見されておられません。

冒頭、地域部からの説明は以上になります。

○高橋 委員長にお返しする前に審査部からも少し補足させていただきます。今日こうした形で状況報告させていただいてる趣旨としては、通常であれば協力準備調査 DFR 段階のワーキンググループを開催し、環境レビュー方針を説明して、審査、借款契約の調印という形で進んでまいりますが、本件は調査の過程で E/S 借款を先に供与するほうが妥当という判断が為されたため、E/S 借款の審査、供与を進めつつ、調査は並行して継続しワーキンググループが開催されるという形になってまいります。E/S 借款の供与の情報等が公開されますと、もしかすると DFR ワーキング会合が行われていないのになぜ案件が供与されたかといった外部からの照会を受けることもあろうと想定し、この方針変更について報告させていただいたという趣旨になります。

JICA からは以上です。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 はい、原嶋ですけども、それでは、今ちょっと若干複雑な経緯についてご説明いただきましたけどもご質問、あるいはコメントありましたら頂戴いたしますので、サインを送ってください。

それでは、3人ずつでご発言いただいたうえで審査部、あるいはご担当の部署のほうでご回答いただきますので、よろしくお願いします。

それでは、まず源氏田委員、お願いします。

○源氏田副委員長 はい、源氏田です。ご説明ありがとうございました。

住民意見について二つ質問があります。まずスライドの4ページ目なんですけれども、パヤクンブ周辺の現地住民からプロジェクトに対する反対意見があったということですが、この反対意見はどういったものだったのか、その中身を教えてくださいというのが一つ目です。

それから二つ目として、このパヤクンブ周辺はプロジェクトの対象から外したということですが、残りの区間、そのハラウからパンカランまでの間については、特に住民の反対意見はないのかとい

うのを確認させてください。

以上です。よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 それでは、柴田委員、お願いします。

○柴田委員 柴田です。ありがとうございます。

今の源氏田委員の質問と一部重なるところがあるんですけども、住民からの反対の意見があって、スコープから外れたそのパヤクンプのほう、それ以外のところでハラウからパンカランの間での事業になるということなんですけれども、この区間の事業が進展していった場合に、反対の意見のあった地域への、何と言うんですか、ちょっと反対の中身が私把握できてないのであれなんですけれども、影響はないのかっていうところが1点と、あとこのスコープから外したことによって、事業全体のその効果への影響はそんなに大丈夫なのかっていうところ2点、お伺いできればというふうに思っています。

以上です。

○原嶋委員長 原嶋です。どうもありがとうございました。

それでは、山岡委員、お願いします。

○山岡委員 はい、山岡です。よろしくお願いいたします。私も2点あります。

1点目は、インドネシアではあまりこの山岳トンネルっていうのではないと思いますし、今回3本ありますけれども、かなり長い本格的なトンネル工事ということで、まずその環境もありますけれども、技術的な問題もあると思います。参考資料では、この工事は国有企業のフタマ・カルヤが請け負うようなご説明になっておりますけれども、本当にこの国有企業だけで、この工事が本当にできるのかどうかという点について、まずどういうふうにJICAとして思われてるのかっていうことをお聞きしたいと思います。

2点目です。一般的にスマトラの場合は、地質が非常に複雑で悪いところもあります。そういう意味で、このトンネル工事に先立って、今までその地質調査というのはどの程度されてきたのでしょうか。

以上です。よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

それでは福田さんですか。今お三方から合わせて6つありましたけれども、レスポンスお願いしてよろしいでしょうか。受け止めお願いしてよろしいでしょうか。

○福田 はい、JICA 東南アジア一課、福田です。ありがとうございます。

まず源氏田委員からの質問の、反対意見の内容はということですが、ここ映していただいていいですか。この画面に映されているところの、ハラウから旧パヤクンプインターチェンジのオレンジ色の点線の部分に仮に有料高速道路ができた場合に、ここの周辺のコミュニティが分断されるということが反対意見の主な部分でして、はい、ということになります。残りの区間で住民からの反対意見はないのかという点につきましては、ハラウからパンカラン間では住民の反対の意見はございません。

一方で柴田委員から、パヤクンプからハラウ区間以外を抜き出して、残りの部分を進めることで、ハラウからパンカラン区間で今反対してないものの、何かその住民の意見に影響することはないのかというご質問かなと理解しましたが、新しいスコープについても今のところ住民からの反対意見

はございません。切り出すことによって事業全体の開発効果への影響はないのかという点につきましては、今画面共有されているところで、ハラウインターチェンジで一旦車が降りたとしても、黄色い実線の既存道路がございますので、これによってパヤクンブからハラウ区間をスコープから除外することによって、ハラウのインターチェンジで降りた後に行くところが無くなって、そこで効果が発現しないということにはならない見込みです。ですので、本事業としてはパンカランからハラウインターチェンジまでで、事業スコープとしても開発効果を発現するという前提で JICA としては進めていきますが、インドネシア政府としては、引き続きパヤクンブーハラウ間の住民に対しても説明を続けて、理解を得ていきたいというふうに考えているというふうに聞いております。

山岡委員からの 1 点目が、技術的な問題があるのではないか、フタマ・カルヤが工事を行う場合という点につきましては、通常の円借款と同様に事業の中で実施機関、今回であれば公共事業省が入札にかけて業者を選定するという想定ですので、その際には特にトンネルの部分については過去の実績ですとか、そういうものがあるコントラクターが選定される想定ですので、フタマ・カルヤが工事をするのでどうなのかという状況ではないということをご説明させていただきます。

どの程度地質調査をやっているのかという点につきましては、通常協力準備調査で実施するレベルの調査は行っておりますが、また、前回の助言委員会での助言でもルート選定にあたっては、測量を充分に行ったうえで路線案を選定しろというご意見もいただいておりますので、測量も適切に実施したうえで調査を行っておりますが、それでも、何でしょうね、大々的にといいますか、より詳細設計の段階で地質を調査した結果、想定と異なることってというのはあり得ることですので、そのようなリスクにも鑑みて今回は E/S 借款でまずは調査を行うということでインドネシア側と合意しているという経緯になります。

冒頭、以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、続きまして鋤柄委員、お願いしてよろしいでしょうか。

○鋤柄委員 はい、鋤柄です。

私もこのパヤクンブ周辺の住民の反対意見について、1 点確認をお願いしたいと思います。この事業は 19 年に協力準備調査が始まって、JICA の調査団含め実施側と住民との対話はかなり為されてきたと思います。その過程で、この一部区間をスコープから外さなければならないような反対意見を把握されたということでしょうか。JICA の調査がきっかけとなって、事前の調整が、必ずしもうまくいっていないということが明らかになってきたのでしょうか。その点について、教えていただきたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、谷本委員お願いします。谷本委員お願いします。谷本委員聞こえますでしょうか。

高橋さん、私の声入ってますか。

○高橋 はい、聞こえております。谷本委員いかがでしょうか。

○山岡委員 ミュートになってますね。

○原嶋委員長 そうですね。それでは、ちょっと後ほどということで。

阿部貴美子委員、聞こえますでしょうか。

○阿部（貴）委員 はい、ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、どうぞお願いします。

○阿部（貴）委員 私も鋤柄委員のご質問内容と非常に近いんですけども、この反対の意見が出たということなんですけれど、通常ですとステークホルダー協議などでのその反対意見が表明されてというように、いわば公式なルートがあって、そこで反対意見が表明された場合に、何らかの対応をするというような形になっているように理解しているんですけども、本件の場合にはどのようなルートといいますか、やはりどのような場面でこの反対が表明されたのであろうかということと、今先ほど鋤柄委員がご質問されたように、どの段階でというようなことを2点お伺いしたいと思います。というのは、今後の案件についても、その住民の反対がある時点で出た段階で、そのルートを当初予定していたルートを変更するということになり得る可能性もあるのかなというふうに、今お話を聞いていて考えたところで、このご質問をいたしました。よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 はい、福田課長、お願いします。

○福田 ありがとうございます。鋤柄委員と阿部委員と同種の質問と理解しましたので、併せて回答させていただきます。

資料の最後のページの今後のスケジュールの、ちょっと字が小さくて恐縮ですが、スケジュールの下のところ、助言委員会は2019年8月に、の後に記載しております、第1回ステークホルダーミーティング協議を2020年9月に実施済みと記載しておりますが、ここで公式に、住民からの反対意見が出まして、そこで終わりではなくその後も住民との対話が行われてきたわけですが、住民の反対に対して、説得ができなかったということで一時期調査が中断したという、タイムラインとしてはそういうタイムラインになります。ということで回答になっておりますでしょうか。

○原嶋委員長 鋤柄委員、阿部貴美子委員、いかがでしょうか。ご質問のご趣旨を満たしているかどうかです。

○鋤柄委員 はい、鋤柄です。

○原嶋委員長 はい、どうぞ。

○鋤柄委員 いただきました参考資料のほうでは、2020年の8月に当初の予定では協力準備調査終了ということになっていますが、その前段階でのステークホルダーミーティングが、コロナの真っ盛りという事情もあったと思いますけれども、予定されていた2020年の前半のステークホルダーミーティングを9月に実施して、その場で反対のご意見が出てきたという理解でよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 福田課長、いかがでしょうか。

○福田 先ほど委員に発言いただいた前回の資料を投影しますので、少々お待ちください。

これの1回目のステークホルダーミーティング、2回開催する予定で、1回目が先ほど申し上げた2020年9月のものでして、当初予定よりはおっしゃるとおり遅れて開催したというものになります。ですので1回目のステークホルダーミーティングで調査がその後中断し、今再開しておりますので、今後2回目のステークホルダーミーティングも、この当初想定していたのでいえば2020年4月、5月ぐらいいあたるものですが、これも今後開催する想定でおります。それが、本日説明した資料でいうところの2024年後半に書いている、第2回ステークホルダーミーティング協議というのがそれに該当いたします。今お示ししている資料です。

はい、以上になります。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

それでは二宮委員、お願いしてよろしいでしょうか。

○二宮委員 はい、二宮です。

私からは事業の目的について確認をさせていただきたいんですが、今のご説明では事業の目的は東西の地域間の格差の是正というふうになっているということですが、当然道路を通すだけで格差が是正するという事にはならないと思いますので、今、東側に比べて西側の地域経済状況が弱いということなんだろうと思いますが、併せてその西側について、スマトラ島の中全体での位置づけであるとか、あるいは個別の地域経済開発計画があるとか、そういったその背景についても少し補足の説明をいただければと思います。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 それでは、ちょっとその前に小椋委員からもご発言いただきますので、ちょっと福田さん、お待ちいただいてよろしいでしょうか。

小椋委員、お願いします。

○小椋委員 はい。私も他の委員の方が質問されたものとよく似ているのですが、住民の方が反対されたその主な理由というのをお聞かせいただきたいのが1点。

2点目は、インドネシアの土地収用制度では、トンネル区間の上部も全て用地買収しなければならないのかの確認です。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

それでは福田さん、二宮委員から事業目的を達成させるためにトンネル以外の対応の問題と、あと小椋委員からは反対の理由と、トンネル上部の収用の問題お願いしてよろしいでしょうか。

○福田 ありがとうございます。まず資料の3ページ目映していただいて。

はい、二宮委員からのご質問につきまして、ちょっと詳細な地区開発計画というものは手元に、今説明をすぐにするっていうのはなかなか難しいのですが、今映している資料の右の真ん中のスマトラ島の図をご覧くださいと思いますが、字が非常に小さくて恐縮ながら、東側が、例えばその人口が多いところでいいますと、そうですね、上のところでメダンっていう街があって、これが200万人以上いる都市で、200万っていうとインドネシア非常に人口多いですけどジャカルタ、スラバヤバンドン、メダンぐらいが200万を超えるような都市ですので相当大的な街があります。ここはもともと、海上輸送ルートが通る、対岸側にはマレーシアのマラッカだったり、あるいはシンガポールがあるというところで、非常に昔から発展した都市があります。さらに南のほうに行くとパレンバンっていう街があって、これも200万にはいかないですが170万人ぐらいあって、これはメダンの次の次ぐらいなので、インドネシアでも5番目、6番目ぐらいの大きな都市です。さらに南まで行くとバンドル・ランプンっていうのが100万人ぐらいなんですけど、そこからちょっと海があってジャワ島があって、そこにすぐにジャカルタがあるということで、海上の輸送ルートも想像していただけるとおわかりのとおり、東側は古くから非常に都市が発展していて、それもあって既に都市があるものの、海上のみならず陸上の輸送を、あるいは交通も、よりスムーズにしようということで南北を結ぼうということで計画されております。フェーズ1は緑色の部分で、大きな主要都市が結ばれていて、真ん中、山岳地帯等々も通るのでフェーズ2ということで赤色の部分があり、

さらに、末端というか、端っこのほうということで将来的にフェーズ 3 で青い部分が計画されています。南北ですので中心ではあるんですけど、西側が発達が遅れているということもあり、西側とも結びましょうということでフェーズ 2 になって、ようやく西側とも結ぶという線が出てきますが、これはなぜかという、パダンという街も結構大きな 100 万人都市でして、スマトラ島でいうこのメダンがあって、パレンバンがあって、パダンとバンドル・ランブンが 100 万人都市で、これらが主要な都市なわけですが、当然そのインドネシア政府としてはパダンも大きな街なので、そこも南北の道とつなげたいと。さらにパダンは海にもつながってますので、そこからインド洋といいますか、にも海上輸送ルートがつながるということで、ここを結ぶという計画を立てているものになります。さらにその先には、末端の青い部分も整備される予定ではありますが、その辺になると今回の案件以外もそうですけど、基本的にはインドネシア側で整備しますと。ただ、今回の事業の部分だけはぜひパダンまでつなぎたいものの、間にどうしても山岳地帯があって非常に長いトンネルが必要になりますので、インドネシアでそういう長い道路のトンネルっていうのはこれまで整備されたことがないので、ぜひ日本にその知見を活かして計画して欲しいと。もっと言うと、その災害の観点もありますので地すべり対策とか、そういうものも含めてぜひ JICA に支援してほしいということで、話がきたということになります。ですので、すいませんストレートにお答えできませんが、そういう観点で地方開発の観点でも重要ですし、その防災という観点でも、非常に日本にとって支援する意義がある案件というふうに考えております。

小椋委員からのご質問で、反対の主な理由ということで、冒頭で申し上げましたとおり、旧パヤクンブインターチェンジとハラウ区間、この次のページ映してもらっていいですか。有料道路、高速道路が整備されるとコミュニティが分断されてしまうというのが主な理由ではありますが、それ以外にも、用地取得が非常に多く発生するので、代々引き継いでいる土地を手放すのはなかなか精神的に、感情的にといいますか、反対もあるというふうに聞いております。ただ、それ自体はこの案件に限った話ではないといいますか、用地取得の際に住民が反対する理由でよくある理由の一つかなというふうに思います。トンネルを整備する際の所有権との関係でいいますと、30m より深いところでの工事は地上の権利には影響を与えないというふうに理解をしまして、今回のトンネル区間でいいますと、それより深いところ、奥が整備する予定ですので、基本的には奥のトンネル区間については土地に影響を与えないというふうに認識をしております。

以上になります。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございました。

繰り返しになりますけど、谷本委員は今コンタクトとれる状態なんでしょうか。ちょっと今わからないんですけども、谷本委員。

○谷本委員 はい、谷本ですが聞こえますか。

○原嶋委員長 はい、聞こえます。どうぞご質問。

○谷本委員 はい、すいません。2 点ほどコメントがあります。少し長くなって申しわけないんですが、スライドの 6 ページ、その次かな。代替案比較 4 です。代替案比較をお願いします。はい、6 ページだと思うんですが。その次お願いします、次のページを。ここです。はい、すみません。このページをお願いします。

ここで環境社会影響の用地取得、あの平方 km メートルというのがあります。その次、お願いしま

す。次のページです。その次です。2/2 のところです。ここでも社会環境で 4.4 から 4.8 平方キロとなっていますから、これはちょっと統一されたほうがいいんじゃないでしょうか。普通は km の二乗の形で示すと思いますので、事務局のほうで検討してください。

それからコメントの二つ目、ちょっとまだ、すみません、これも長くなりますけれども、本件は 8 から 9km になる長いトンネルです。皆さんも覚えておられると思うんですけども、20 年ほど前に中央道の笹子トンネルの天井板の崩落の重大事故があって、若い人たちが何人も死んでいます。ですから、今回の調査にあたって照明とか、送風とか、消防なんかの設備を設置させていただく調査をされるんでしょうけども、十分に注意して行ってほしいと。これを希望です、私の。

それからもう一つは、以前にネパールのトンネルの事業でも指摘したと覚えてるんですけども、今申し上げたトンネル内の事故や火災など、そういう場合のための訓練を、繰り返しますけれどもやってほしいと。これはフタマ・カルヤがやると思うんですけども、十分にそのあたりをやるようにレポートに書いてほしいということです。こういう事故や火災に関連して警察や消防、それから救助隊、病院とか、こういうところが十分な連携をもって訓練を進めていく、あるいは実際に対応するというようなことを、調査のレポートにしっかり書いていただきたいと思います。

委員長、すみません以上です。長くなりました。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございました。

それでは、二宮委員、ちょっと聞こえますでしょうか。先ほど事業区間のご説明について、もし何かありましたらご発言いただきますけど。

○二宮委員 いいえ、詳しいご説明ありがとうございました。状況がよくわかりました。

○原嶋委員長 はい、それではほかの委員、いかがでしょうか。

2 点ほど私のほうからの確認ですけれども、今回外しましたパヤクンブとハラウの間はトンネルがあまりないということでもよかったのかということが 1 点と、2 点目はガイドラインの事務上の問題として、以前のスコーピング段階でのステークホルダーミーティングとか、あるいは助言委員会での助言などがありましたけども、今回それにつなげる形になるわけですけども、今画面に出てますけどこういうスケジュールで、次はドラフトファイナルレポートのワーキングということで、第 2 回のステークホルダーミーティングということをつなげているということなんでしょうけども、ガイドラインの事務上、何ていうかな、問題といいますか、欠けているところはないというふうに理解してよろしいのか、この 2 点。

前者は福田さんでしょうけども、後者は高橋さんでしょうか。お願いしてよろしいでしょうか。

○福田 まだ何か、手が挙がってるようですが、説明してよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 ちょっと待ってください。ごめんなさいね。じゃあちょっとお待ちいただいていいですか。

山岡委員どうぞ。もし、コメントありましたら。

○山岡委員 はい、山岡です。

先ほどの小椋委員の地上権についてですけれども、以前 2019 年の時点では、インドネシアでは地上権の設定に関する法令がなかったということをおっしゃっているんですけども、先ほどの説明ですと、地上権の設定がその後為されたということによろしいんでしょうか。

以上です。

○原嶋委員長 地上権ではないとは。30m より深ければ権利を、上を取らなくてもいいということ。

小椋委員、いかがでしょうか。小椋委員、聞こえますか。ご専門なんで。

○小椋委員 はい、小椋です。

私も当時そういうご説明を聞いたような気がして、記憶が定かじゃなかったものですから改めてお聞きを下のですけれども、日本だと区分地上権を設定したりとか、大深度は日本の場合 50m だったと記憶¹しておりまして、その場合は起工承諾だけで権利取得はしなくて良いということになってますが、インドネシアに同じような法令があるのであれば、それで問題はないと思います。

○原嶋委員長 そうですね。30m よりも深いものについては、名前はともかく、上の権利を取得する必要はないというルールが、インドネシアで確立しているということが重要だということによろしいでしょうか。

○小椋委員 はい、そうです。

○原嶋委員長 その条件を満たせば上の権利は取得する必要はないし、もしそれがそうでなければ当然取得する必要があるということです。

山岡委員、今のような整理でよろしいでしょうか。

○山岡委員 はい、そうですね。法令ができたか。

○原嶋委員長 そうですね、変化しているかということですね。

○山岡委員 ええ、はい。

○原嶋委員長 わかりました。あと、続きまして、長谷川委員からもコメントいただいた後、福田さんからまとめて対応お願いします。

長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 はい、ありがとうございます。

今一部の反対があって、パヤクンプとそれからハラウ区間が除外されてということですが、ここまで代替ルートについてもいろいろと検討なさってこういった決定されたと思うんですが、今回の反対があったことによって、この今除外された部分辺りの、もう一度代替ルート検討なんていうことが可能性としてはありえるのか。それから、もし今の除外のところが新しいルートになるような場合は、もう既に決まっているパンカラン、それからハラウ間のルートにも、ちょっと影響が出るようなことが可能性としてあるかと思うんですけども、今反対されているこのルートをどうするかということで、代替案の再検討等は今後どうなるかというあたりが、もしわかれば教えてください。

以上です。

○原嶋委員長 はい、それでは福田さん、まとめてお願いしてよろしいでしょうか。

私のほうからは、除外した部分がトンネルがないかどうかの確認ということと、あと地上権の国のルールについて、以前の段階と今回の段階で変化があったかということです。あと長谷川委員からは、除外した部分の進め方によっては既存のといいますか、これから進めるところのトンネルのルートなど、代替案検討見直し必要なのかっていうことでご質問いただいておりますけれども。これ全

¹（全体会合後、小椋委員より以下訂正あり）

確認したところ、日本の大深度地下法では、地表から 40m 以深または基礎杭の支持地盤上面から 10m 以深とされています。

体の手続も関わる場所なので、高橋さんにも関わると思いますけど、お願いしてよろしいでしょうか。お願いします。

○福田 はい、ご質問ありがとうございます。

まず谷本委員の 1 点目の記載の点は、過去の助言委員会の資料は過去のものではありますが、今後留意したいと思います。

2 点目の笹子トンネルでの経験も踏まえてということですが、まさに、そういう知見を日本から提供することが期待されておりますので、今の調査の中でも工事においても必要な機材を設置したりですとか、スプリンクラー等々です、あるいはその実施段階や維持管理段階でも、事故とか火災が起きた時の対応というものは留意するべく、例えば、こういうトンネル自体がインドネシアで整備されるのが初めてということもあって、今回の事業の円借款の事業の中でも、トンネルの維持管理についてマニュアルを整備するということも想定しておりますので、いずれにしても、日本の知見がうまく技術移転されるように、レポートの中でももちろん記載したいと思いますが、実施段階においても踏み込んで支援していきたいなというふうに思っております。

委員長からのご質問で、今画面に共有しておりますが、ハラウから旧パヤクンブ間でトンネルは想定されていたのかという点につきましては、こちら地上の道路ですのでトンネルは想定しておりません。

山岡委員から地上権の設定絡みで、何か 2019 年以降動きがあったかということで申し上げますと、法令が出ておりまして、2021 年頃に出ておりまして明確になっております。

最後、長谷川委員からハラウ旧パヤクンブ間で、そこも除外する代わりに何かほかの代替案がないのかという点につきましては、まず考え方として一番ボトルネックといいますか、この事業で日本が対応する部分が、その山岳区間をどうするかというのがまず第 1 にあって、そのルートとして考えられるのが、今記載しているパンカランからハラウのルートになります。山岳地帯を通じて出てくる箇所、出てこれる箇所というのはなかなか限られますので、そこはもうどうしてもハラウインターチェンジ、今のところで旧黄色の線にある今の既存道路と接続するということところはなかなか動かし難いので、ここは、今後基本的には維持される想定です。そこから先は、これまでもほかの代替ルートがないのかということも含めて、散々議論はしてきておりますが、今のところこの代替ルートだったらハラウから先いけるだろうというのが解として出てきていない状況です。ということで答えになっておりますでしょうか。

○高橋 続けて、原嶋委員長からいただいた 2 点目について、高橋から説明させていただきます。

資料の最後のページにございますが、このスライドの一番下の部分ですけれども、E/S 借款の中で、またはそれに並行し必要な環境社会配慮を実施する場合、プロジェクト本体に対する円借款供与にかかる環境レビューにおいて、環境社会配慮上の要件を満たすことを確認することを可とするとして規定されております。これを踏まえて、E/S 借款の案件形成、また供与手続は進めさせていただきつつ、環境レビューに関しては調査の終了を踏まえて行う整理で問題ないと考えております。

高橋から以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、時間もありませんけど、もし何かご発言ありましたら承りますので、サインを送ってください。ちょっとややいきさつが複雑ではありますが、トンネル工事については日本も持つ

てる知見を支援にあてるということは意味がある点だと思いますけれども、何かご発言ありましたら、サインを送ってください。よろしいでしょうか。

それでは、今ご説明ありましたとおりこういう形で進めて、私どもの関与としてはまた年明け、また少し先になりますけれども、改めてドラフトファイナルレポートの段階で関与させていただくということになろうかと思います。

高橋さん、福田さんのほう、よろしいでしょうか。何か最終的に補足などありましたら。

○高橋 はい、JICA のほうは大丈夫です。

○原嶋委員長 はい、それでは、こういう形で進めさせていただきますので、また引き続き注視して、必要な段階では積極的なご助言を頂戴いたしますよう宜しくお願い申し上げます。

それでは、本件ここで特になければ締めくくりとさせていただきます。どうもありがとうございました。福田さんご苦労さまでした。

○福田 ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、続きましてワーキンググループの会合報告と助言文書の確定ということで、本日 1 件予定をしております。今これから準備に入るかと思えますけれども、今議事次第に戻りまして、フィリピン国の中央ミンダナオ高規格道路整備事業でございます。本件につきましては東委員に主査をお願いしておりますので、準備が整いましたら東主査よりご説明を頂戴したいと思えますので、よろしくお願いします。

東主査、聞こえますでしょうか。

○東委員 はい、聞こえます。よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 はい、じゃあ画面が今出ましたら、ご説明お願いしてよろしいでしょうか。

○東委員 はい、ありがとうございます。

それでは、今回のワーキンググループの主査を務めさせていただきました東から、ご説明申し上げます。

本ワーキンググループ委員、田辺委員、錦澤委員、長谷川委員、長大な文書の読解を、英語文章を読解いただきありがとうございました。議題はフィリピン国中央ミンダナオ高規格道路整備事業ということです。カガヤン・デ・オローマライバライ区間協力準備調査有償ということであります。配布資料はかなり多くて、ちょっとスクロールダウンしてください。はい、これだけ配布資料がありまして、ワーキンググループは 1 週間前、約 3 時間熟議を重ねたということです。すいません、次のページをお願いいたします。

助言、全体事項。原嶋委員長、これ読ませていただいてよろしいんですか。

○原嶋委員長 はい、どうぞ。

○東委員 はい。環境対策が講じられない場合でなく、環境管理計画で、具体的に提案された防止策・緩和策が実施された場合に想定される環境影響の予測・評価についても FR にて言及すること。これは長谷川委員からの助言です。

2 番目、環境対策費用の精算にかかる方針、同費用が経済評価に反映されることを FR にて記述すること。これも長谷川委員からです。

3 番目、事業実施段階において予定されているステークホルダー協議は、できるだけ丁寧で複合的な聞き取りの機会とするように実施機関に申し入れること。これは私からの助言です。

次、環境配慮に参ります。4 番目、環境影響の視点から、影響予測条件として採用したモデルより静音性能の高い重機の使用が推奨されることを FR に記述すること。これは私からの助言です。

5 番目、洪水が過去に発生しているエリアならびに発生リスクが高いことが想定されるエリアと重なる区間については、道路構造物の洪水被害ならびに下流域での洪水被害をできるだけ回避できるよう詳細設計で考慮することを実施機関に申し入れること。これも錦澤委員です。

次、社会配慮です。6 番目、先住民族の生計向上策としてのトレードセンターの設置にあたっては、販売ニーズや販路を慎重に確認して必要性を検討するように実施機関に申し入れること。これは田辺委員からです。

7 番目参ります。既存の ADSDPP の事例を脚注など FR において記述すること。これは私からの助言です。

8 番目、路肩の確保が予定されていない横断道で地域住民の自動車以外での利用が想定される場合は、安全対策を取るよう実施機関に申し入れること。これは錦澤委員からの助言です。

ステークホルダー協議・情報公開、参ります。9 番目、移転地の決定にあたっては、詳細計画策定段階においてステークホルダー協議を開催し、移転住民のニーズに配慮することを実施機関に申し入れること。田辺委員からの助言です。

10 番目、先住民族を含む地域住民が利用する水源については、その理由の確認ならびに周辺で行う工事や土地改革、ストックヤードの不適切な管理による水質への著しい影響が生じないように詳細計画策定段階において考慮するよう実施機関に申し入れること。錦澤委員の助言です。

以上でございます。

○原嶋委員長 東委員、併せて論点のほうも若干触れていただいてもよろしいかと思いますけども、いかがでしょう。

○東委員 はい、すみません。アップしてください。

次に主な論点ということです。これも委員長、読んでよろしいんでしょうか。

○原嶋委員長 はい、ポイントだけでも結構です。

○東委員 ポイントで結構ですね、はい。主な論点、3 時間十分に熟議いたしましたので、ざくっと表題だけ。

十分な情報が提供されたうえでの自由な事前の合意（FPIC）の確認ということです。先住住民が 17 世帯ですか、確認されましたのでよく話し合ってくださいねということです。

2 番目参ります。ちょっとスクロールダウンしてください。環境対策費用の経済評価（EIRR）への反映。2020 年 1 月公布の環境社会配慮ガイドラインには、環境・社会面での様々な費用が開発費用に内部化され、それが意思決定に反映される必要があることが想定される。これを踏まえ委員より、事業実施の妥当性を評価するため参照される EIRR 値において、費用の必要性を指摘するということです。これを受け JICA から、詳細な積算根拠の分析は詳細設計の段階まで待つ必要があるというご回答をいただきました。

以上でございます。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございます。

○東委員 はい、委員長お返しします。

○原嶋委員長 それでは、ワーキンググループにご参加いただきました錦澤委員、長谷川委員、追

加、あるいは補足等ありましたらご発言いただきますので、サインを送ってください。

錦澤委員、長谷川委員、いかがでしょうか。

○錦澤委員 はい、錦澤ですけれども、特に私のほうから追加等はございません。

○原嶋委員長 長谷川委員、いかがですか。

○長谷川委員 はい、私からも特にございません。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、全体をとおして、主には助言文になりますけれども、助言文を中心にご発言ありましたら、ご意見ありましたら頂戴いたします。サインを送ってください。

それでは山岡委員、お願いします。

○山岡委員 はい、山岡です。

助言の2と論点の2番目に関してです。助言の2の意味なんですけれども、これは同費用が経済評価に反映されることをFRに記述することって書いてありますが、これは同費用を含んだ形で経済評価をするという意味なんでしょうか。それともちょっとこれは違う、あくまでもこれは反映されるということだけを記述するということなんでしょうか。

以上です。

○原嶋委員長 はい、後ほど対応させていただきますので、まず次に米田委員からご発言をいただきます。

米田委員、お願いします。

○米田委員 はい、米田です。

助言の3番について質問です。事業実施段階において予定されているステークホルダー協議というのが、ちょっとよくわからなかったんですけれども、これはどういう背景というか、どういうタイミングで出てきた表現でしょうかということ。助言の6番で、6番じゃないかな。下のほうの助言です。9番ですね。詳細計画策定段階でステークホルダー協議をするようにという助言があるんですけれども、このステークホルダー協議を指しているのであれば、なんか理解できるような気がするんですけれども、もしそうであればこの助言の下へ入れたほうがいいのかなとも思ったんですが、このあたりもうちょっと説明していただけるとありがたいなと思います。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、後ほどちょっとステークホルダーミーティングのガイドライン上の要求と、実際行われていることについて後ほど担当の方からご説明をお願いします。

続きまして、小椋委員、お願いします。

○小椋委員 はい、ご議論ありがとうございました。

ミンダナオ島は、イスラム教の方が多くいらっしゃると思うのですが、モスクの移転があるとか、あるいはイスラム教の方が移転されたときのその marginalization（周縁化）については、ワーキングで議論があったのでしょうか。また、もしあったとすればどういった議論だったのでしょうか。かいつまんで教えてください。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、ちょっとお三方いただきましたので、まず山岡委員からいただいてた長谷川委員、いかがでしょうか。言葉としては経済環境対策費用を含んで経済評価を行うということという理解で

よろしいでしょうか。

長谷川委員、聞こえますか。

○長谷川委員 はい、長谷川です。聞こえております。質問ありがとうございました。

ここの書きぶりがちょっと誤解を与えそうかなとは思っておったんですが、山岡委員が言われた反映されることというよりは、どの程度反映されたかをです。どの程度反映されたかをとっていう、そちらのほうがいいかと思います。反映されてますよというふうに必ずしも書けないわけで、詳細設計してみないとなかなかこの数字は落とせないよということであれば、どの辺までそれができたかという、そのどの程度反映できたかということを書くと、こういうふうな言いぶりのほうがより厳密かなと思います。

以上です。

○原嶋委員長 長谷川委員、具体的な文言としては同費用、つまり環境対策費用が経済評価にどの程度反映されたかという表現というんですか。

○長谷川委員 そうですね、はい。

○原嶋委員長 どの程度っていうのは全体の、ちょっと多分、受け止めた側としてはどの程度かをどういう形であれするかっていう、方法論も含めていろいろ難しいところだと思いますけども。具体的に何かありますでしょうか。

○長谷川委員 同費用が経済評価に反映された。

○原嶋委員長 一定程度反映されてるだろうということは推測がつくわけですけども。

○長谷川委員 はい。

○原嶋委員長 そのどの程度っていうことについて、多分受け止めた側が非常に難しい。その要求された助言を満たすことがなかなか難しいといえますか、若干抽象的な助言といえますか、アドバイスなので、なかなか対応する側がなかなか難しいような印象もありますけど。

○長谷川委員 そうですね。同費用が経済評価にどのように内部化されたって意味ですかね。どのように内部化されたかを、うん。どの程度というふうにしか言いようがないかなと思うんですが、状況によっては論点にもあったように、詳細設計までいかないとこの数字っていうのは出せないんだよという事情があれば、そういうふうな事情があって今回は本当この分しかできなかったとか、そういうふうな書きぶりを表現されるのがいいのかなと思うんですけども。

○原嶋委員長 ちょっと今画面のものを戻すと、同費用が経済評価にどの程度反映されたかをFRに記述すること。とりあえず一応現在の一つの到達点としては、そんな形の表現でよろしいでしょうか。

○長谷川委員 はい、ありがとうございます。

○原嶋委員長 ちょっと後ほど事業部のほうのご意見と、あと主査のご意見頂戴しますけど、山岡委員、どうでしょうか。ちょっと反映はされてると思いますけど、なかなかそれが、その反映の程度っていうことになってくるとまた違う評価軸が必要になってきて難しいところなんだろうけども。

山岡委員、いかがでしょうか。

○山岡委員 山岡です。

協力準備調査なのでわかりやすい言い方としては、同費用を含んで事業の経済評価をすることというふうに書いていただければわかりやすいんですが。

○原嶋委員長　そうですね。それは多分、現在の段階ではある程度満たされている部分がある、そうですね。反映されたかとほぼ同じ意味だとは思いますが。

○山岡委員　いや、反映されるということであれば、まずこの同費用を建設費用に付け加えて、全体の事業として反映されることということであればわかるんですが、評価がいきなり経済評価に反映されるとなると、この間でなんかプロセスがないとなかなかこれ定量的には反映できないので、そのこのところがはっきりしないという指摘なんです。

もう一つは、確かに詳細設計にならないとこの費用の信頼性が薄いということもおっしゃられると思いますけれども、それであっても、例えば現段階では詳細なものはわからないので、例えば建設事業費の10%、あるいは15%を環境対策費用として見るというようなやり方もあるわけです。ですから、その辺のところがもうちょっとこの明確といいますか、どういう形で最終的にFRに記述されるのかっていうところを書かれたほうがいいんじゃないのかなという意見です。

○長谷川委員　長谷川ですけど、よろしいですか。

まさに今委員がおっしゃってくれたとおりでございまして、環境管理計画の中にいろんな防止対策、緩和対策を盛り込んで、せっかく費用を換算してるものと、それからこれはメンテナンスコストの一部として盛り込みますというふうな書きぶりだとか、いろんな環境費用の表現の仕方、工夫されておるんですけども、それが今度経済評価というプロジェクト評価の部分が報告書の中に出てきますけども、そこにどうリンクさせて役立てたのかというあたりの、そのつなぎのところがよく表現されてないっていうか、説明がないもんですから、まさに今山岡委員がおっしゃったような、そのプロセスの部分をどうしたか、それから難しいもの、難しくないものもいろんなものがございますから、先ほど山岡委員が言ったように、建設費の何%をそれとして見込むとか、そういうふうな考え方も当然経験則としてあっていいと思うんです。そのあたりをどうしたかというのをこの2番目の助言のところで表現したかったんですけども。ですから、山岡委員の何%ぐらいを見込むよみたいのはこの方針という辺りで私は表現したかったとこなんですけども、まさに山岡委員のおっしゃるとおりです。

以上です。

○原嶋委員長　はい、ありがとうございます。

それでは、今山岡委員からは同費用を含んで経済評価をされたかをFRに記述することっていうご提案いただきまして、長谷川委員もその趣旨にご賛同いただいております。とりあえず暫定的にこれをということで残して、ちょっとほかのところ進めさせていただきたいと思います。ちょっと後ほど担当の事業部、そして東主査からもご意見いただきますので、ちょっとご準備をお願いします。

あと米田委員からのご質問の点ですけども、事業部のほう、ご担当のほう、ご説明お願いしてよろしいでしょうか。併せて小椋委員からのご質問についてもご担当のほうからお願いします。

○西井　はい、ありがとうございます。JICA 東南アジア五課でフィリピン担当しております西井と申します。ご説明申し上げます。

米田委員からのステークホルダーミーティングの協議に関し事業実施段階とは、という点に関し、ご指摘のとおりでございまして、詳細計画策定段階というのが正しいかと思います。事業の実施に当たってRAPの詳細を詰める過程でステークホルダー協議をやる予定ですので、その中身をその段階できちんと協議をすることを想定しておりました。ですので、記載箇所に関しましてもご提案と

おり後段に移すということで、ご提案させていただければありがたいです。

小椋委員のほうから、イスラム教の住民の方々への影響に関してご質問をいただいております。結論から先に申し上げますと、モスクは建設対象地にございませんで、モスクへの影響はないということと、イスラム教のコミュニティの分断等といった懸念に関しては議論がございませんでした。現地のイスラム教の人々のコミュニティの状況ですけれど、必ずしもそのコミュニティとしてまとまった組織といいますか、地域としてまとまったものがあるというよりは、イスラムの方々が分散していらっしゃる状況だと理解しております。例えば今回の移転対象世帯の中でも、イスラム教の世帯は1世帯のみという状況です。ですので、ステークホルダー協議等も含めて、イスラム教のコミュニティとしての分断というところの懸念は、特段出ていない状況でございます。

今、長谷川委員と山岡委員のほうで協議をいただきました、環境影響評価への費用の影響に関しまして、議論いただいたとおりでして、我々として同じ認識です。個別の案件の環境影響の項目ごとに、例えば何%にしますというような統一的な方針があるわけではございませんで、項目ごとに状況は異なりますし、詳細な積算に関しては詳細設計まで待たなければいけない、それをどの程度ということを定量的に示すのはなかなか困難というのは、もう原嶋委員長からもご指摘いただいたとおりでございます。我々としましては、論点でも記載いただいた長谷川委員の問題意識は重々認識しており、どのような手法を用いて費用積算をしたのかというのは、全体としてこういう情報、例えば経験則でもってきたりとか、取れる試算をもってきたりというような、いろんな手法を使って実施したということ、あとそれが経済評価に含まれているということを報告書に記載したいと考えておりました。恐らく建設費の中に埋め込まれているものも多いと思いますし、必ずしも外出して議論できる経費でもないかと思しますので、全体方針をご説明させていただければというふうに考えておりました。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、続いて林副委員長からご発言のサインいただいておりますので、お願いします。

○林副委員長 はい、林です。ありがとうございます。私のほうからはちょっと助言の中身っていうか、書きぶりについて2点ほど確認させていただきたいと思ってます。

助言のまず3なんですけども、できる限り丁寧で複合的なのというふうに書かれてるんですけど、ちょっとなんとなく複合的なのということの意味が、少しなんとなく取りにくいなという気がしたので、もし可能であればもう少し説明いただければなと思ってます。

二つ目ですが助言の8なんですけども、この高規格道路で路肩の確保が予定されてない横断道ということになってるんですけども、これは高規格道路、横断する道路で人が渡るときに路肩がないと危険なのでなんとかしてくださいって、そういう意図なんでしょうか。ちょっとなんとなく高規格道路だった自動車専用道路なのかなとか、ちょっとその辺がなんとなくよく理解できてないところもあるので、その辺確認させていただければと思います。

はい、以上です。

○原嶋委員長 はい、後ほどまとめて対応しますので。

鈴木委員、聞こえますか。

○鈴木委員 はい、ありがとうございます。

○原嶋委員長 順番が、すみません。阿部貴美子委員、ちょっとお待ちください。すみません。鈴木

委員、お願いします。

○鈴木委員 よろしいんですか。ごめんなさい。

○原嶋委員長 どうぞどうぞ。すみません、私のほうで。

○鈴木委員 ありがとうございます。今日すみません、入室が遅れて大変申しわけありませんでした。2点ほど簡単な質問させてください。

助言の6のところ、トレードセンターの設置に当たって、販売ニーズ、販路を慎重に確認してというところなんですけれども、こういったセンターができたときに地域住民の方々誰かこの運営管理とか、そういうところで十分な対応ができるのか、つまりこれ誰が運営するのか、ちょっとよくわかってないところもあって申しわけないんですけども、ニーズ販路を確認しただけで実際に運営ができるのか少し気になりました。

もう1点、論点のところなんですけども、十分な情報が提供されたうえでのってところなんです、こういった自由な事前の合意ってというのは、これまでいろんな事例があるというふうに思います。その中でこの段階で十分な情報ってところが、例えばステークホルダー協議において、事業への主だった反対が確認されなかった場合であれば十分な情報というのか、この十分な情報の意味、解釈が少しわかりませんでした。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○原嶋委員長 阿部貴美子委員、聞こえますか。

○阿部（貴）委員 はい、聞こえます。

○原嶋委員長 すみません、お願いします。すみません、順番が入れ違いました。

○阿部（貴）委員 いいえ、ありがとうございます。私は助言のほうで1点と、それからあと回答表について1点ございます。

助言のほうですが、社会配慮の6と7に関わるところです。先ほど鈴木委員からご質問ありましたトレードセンターの件なんですけれども、6番の内容についてはワーキンググループの先生方がご議論いただいて、なるほどなと思ったんですけども、このトレードセンターというのは回答表で確認させていただきますと、また助言のほうに戻りますけど、助言の7に書いてございますADSDPPというところに書かれているということで、トレードセンターが設置するという決定がされているようなんですけども、これはトレードセンターを必ず設置するという、いわば決めのような形のトレードセンターの設置ということに今回になったのでしょうか。こちらトレードセンターが作られるということで建設だと思えるんですけども、建設費用はどういうふうに決定されるのでしょうか。つまり、全体の費用の何%というような形で決定されているのか、それともこの案件に関わらず、一定の費用のトレードセンターを設置するということになっているのかということをお伺いしたいと思います。

2点目なんですけれども、回答表のほうなんです、祈禱をする、という記述がございまして、こちらのほうですと27番の一番下、ページでいうと10ページになるんですけども、10ページの4という数字があって、Peopleというところで、安全祈願の実施ということがございます。さらに回答表を見せていただきますと、この安全祈願の費用についても回答表のほうでは記述がございまして、多いとか少ないとかという記述があるんですけども、この宗教的な祈禱を実施するということが自体は、なんていうんでしょうか、この案件の社会環境配慮という枠組みでいうと、一体どのあたりでこの宗教的な事業が、JICAとして実施可能になるのかといったあたりが、ちょっと私は知識

が、まだ委員に入れていただいたのをまだ比較的日子が浅いので、わからないというところがございまして、まずもう一度ちょっと言い直しますと、この宗教的な儀式の要望があったときに実施することが可能なのかということと、その費用というものがどこから支払われるのかといったことを教えていただきたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 はい、原嶋です。ありがとうございます。ちょっと併せて松本委員からもご発言いただいた後、受け止めをお願いします。

松本委員、お願いします。

○松本委員 はい、ありがとうございます。

先ほど山岡委員、長谷川委員、さらに JICA とのやり取りの中でちょっとわかったような、わからないような状態に自分になっているので伺わせてください。長谷川委員の出された助言案のところなんです、2 番です。ちょっと重要性としてこだわる必要があるかどうかかわからないのですが。今こういう風に修正されたんですが、そうするとこれ「経済評価されたか」になっているので、この協力準備調査の中で経済評価が為されているということになるかと思うんです。つまり順番としては経済評価が為されて、こうした費用がそこに盛り込まれている、それを FR に記述されるってことだと思うんです。が、今度はその後の論点の 2、この二つが対になっているものですから、論点の 2 にいきます。もう一度復習させていただきたいんですが、論点の 2 の最後には書かれているのは、これも先ほど JICA からの説明があったように、下から 3 行目、詳細な積算根拠の分析は、詳細設計まで待つ必要がある項目が多いってところをおっしゃったと思うんです。項目が多いと。可能な範囲で方針を明らかにして、これらの費用が経済評価に反映される旨、これは要するに FR の後の詳細設計の段階で、それが反映されるということを確認してくださいという意味だと私は読み取ったんです。そうすると、「経済評価がまずあって、協力準備調査が終わり、詳細設計があるというふうに読める現在の助言案 2 の改正案」と、この部分、「経済評価は詳細設計段階にあり、そのときに、こうした費用がちゃんと反映されることを FR で宣言してくださいよ」というのでは、なんとなく言っている内容が同じように見えて違うと思うんです。ちょっとここがなんか議論の中で、あれじゃあ結局どういうことだったんだろうっていうのはわからなくなったので、もう一度そこ確認をさせてください。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。議論の整理ありがとうございます。

それでは、ちょっと戻りまして、今の点はちょっとありますけども、その前にいくつか細かな点で、まず林副委員長から複合的という表現です。この点は東主査から、あと横断道路の問題については錦澤委員いかがでしょうか。トレードセンターについては JICA のほうからお答えいただくということと、祈祷の問題についても JICA のほうからお答えいただくということで、まず東主査、いかがでしょうか。複合的という表現の意味について、もし何かご意見ありましたら補足でお願いしたいんですけども。

○東委員 はい、林副委員長、貴重なご指摘ありがとうございます。

詳細設計策定段階において予定されているステークホルダーも、これもともと住民というようなことだったんですけども、住民以外にもう少しほかのところも入ってくるであろうというようなと

ころで、複合的っていうのは住民だけではなくに様々な参画者、そういうところにも一応聞き取りを入れようという趣旨であります。

これでお答えになってますでしょうか。

○原嶋委員長 はい、とりあえず承りました。ありがとうございます。

錦澤委員、いかがでしょうか。横断道ですね。

○錦澤委員 はい、横断道ですけれども、ここで横断道が1kmとか一定の間隔で作られるということで、主には通勤とか通学とか、いろいろな用途で横断するための横断道ができるっていうことで、ステークホルダー協議の中で一部のエリアで、例えば高齢者が横断するとか、あるいは通学で子供たちっていうんですかね、若い人たちが横断するとかっていうようなことがあるので、それがきちんと安全にできるようになって、そういう意見があったと記憶しています。それでこういった指摘をしたんですが、回答で、横断道でも町道以上の規格の比較的自動車が通るしっかりした横断道の場合は路肩ができるということで、ある一定程度の安全面っていうのは確保されると思いますが、それよりも少し規格が、なんていうか、下がるものっていうんですか、もう少し幅員が狭くなる小規模な横断道の場合は、ちょっとそこの安全性の確保って、特に自転車ですとか歩行者の安全上の問題というのがあるので、そこを配慮してくださいという、そういう趣旨の助言になります。

はい、以上です。

○原嶋委員長 林副委員長、いかがでしょうか。一応ワーキンググループでの議論の結果については、今のような形ですけども。

○林副委員長 はい、ありがとうございます。

ちょっと説明を若干加えていただいたほうがいいかなって。助言の3のほうも、例えば今おっしゃられた、住民以外の様々な参加者の複合的な参加、とかにさせていただくとかのほうが、もうちょっとわかりやすいかなと思いました。助言の3のほうです。

○原嶋委員長 助言の3はそうですね。あと8番のほうはいかがですか。

8番のほうはこれも説明いただいて、その横断道って横断歩道のようなことを想定されてるんですか。横断歩道を渡る前の待ってる人の安全って、そういう意味と理解したんですけど、それでよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 どうですか、錦澤委員いかがですか。

○錦澤委員 待っているというか渡るときです。実際に横断道を歩行する、あるいは自転車を使って渡るときの安全の確保に配慮してくださいという、そういう趣旨になります。

○林副委員長 そうすると、それは路肩が確保されてないというか、道路が狭いところで、ちょっとなんとなくまだまいちイメージができないんですけど。

○錦澤委員 ごめんなさい、横断道なので、これは実際に作られる道路に横断歩道があるわけではなくてトンネルですとか、あるいはオーバースの横断道です。

○林副委員長 オーバースね。

○錦澤委員 横断道を通る自動車と自転車ですとか、歩行者との安全ということを、そういう意味合いです。

○林副委員長 そういう意味ですね。横断歩道ではなくてオーバースとかそういう感じの横断する道ができると。それを安全なものにしてほしいって、そういう趣旨っていうことですね。

○錦澤委員　そうです。

○林副委員長　はい、わかりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長　はい、それでは3番のところの文言、林副委員長からありましたけども、できる限り丁寧で住民以外の関係者を含めて複合的な取り組みを、関係者かちょっと、東主査、言葉ちょっとすいません、何かご意見ありましたらいただけますか。

○東委員　このステークホルダー協議の前に、住民を含めたステークホルダー協議はできる限り丁寧で複合的な聞き取りってことで、ここのこの後は消していただいてよろしいんじゃないんですか。

○原嶋委員長　はい、わかりました。

あと3番を下のステークホルダー協議のところに移すというご意見もあったんですけど、それはいかがでしょうか、東委員。

○東委員　課長は移してくださいと、結構ですと承諾されましたので、私もそれでオッケーです。承諾いたしました。

○原嶋委員長　はい、了解しました。それでは、一応現段階ではこういう形で、また後ほど頂戴しますけども。

そこで西井さんですか。トレードセンターの件と今までの件、併せて受け止めお願いしていいでしょうか。今までの件とトレードセンターの運営の設置費用、そして宗教的なセレモニーの問題、以下まとめてお願いしてよろしいでしょうか。

○西井　はい、順番に回答させていただきます。

今議論をいただきました林委員からご指摘の横断道の件、念のため事実関係のご説明でございますが、錦澤委員からもご指摘いただいたように、基本的に高規格道路の下を通るアンダーパス、もしくはオーバーパスのことを想定しております。本事業全体約65kmストレッチの中で51カ所ほどそれを作る予定にしております、ただその中で種類がありまして、大きいものから小さいものまでありまして、町道以上の規格で2車線の道路を作る大きなアンダーパスは路肩があるんです。両側に1.5m程度の路肩がありますので、それは全く問題なく歩いていただけると。ただ農道規模のものになりますと、その路肩がないので、委員のほうからご懸念を示されまして、例えば高齢者がその横断道を使わざるを得ないときに、安全性が確保できるのかというご指摘をいただいたという経緯があります。ですので、そのご指摘は実施機関に重々申し入れをして検討してまいりたいということを経験させていただきました。補足まででございます。

鈴木委員からいただきましたトレードセンターの件に関しまして、これ阿部委員からもご指摘いただいているところでございますが、内容としてADSDDPという開発計画に基づいて計画・提案されているものでございます。この計画は、フィリピン政府と先住民のコミュニティとの間で、その先住民コミュニティをどう開発していくかというものを合意している計画になってございます。実はこの計画はこの事業に関連して作っているものではございませんで、もともと先住民のコミュニティに対する支援として、フィリピン政府がコミュニティと一緒に作る性格のものでございまして、事業が始まる前からもう既にできていたものでございます。

ですので、ほかの先住民居住区でも同じような計画の事例もありまして、そういうものをちゃんと紹介して欲しいということを、東委員からもご指摘いただいていた経緯がございます。

ですので、このトレードセンターというものはその先住民のコミュニティをどう開発していきま

しょうかという開発計画のようなものを、地元の行政と先住民のコミュニティで作成されている性格のものであり、その中で提案されているのがトレードセンターだという理解でございます。基本的には先住民の人々が、農産物のちょっとした加工品などを販売することを目的とした場所ということで考えておりますが、その運営に関しましては、詳細は恐らくこの ADSDPP の実施の詳細計画の中で議論をされていくということになっておりますので、そのコミュニティと地元の行政との間で、運営体制なども決まってくると理解してございます。その費用に関しましては、恐らくは地元の行政区ですとか、農業局ですとか地元の行政とコミュニティの間で折半になるか、もしくは行政区のほうから予算が出てくると理解しております。今回は、該当するコミュニティにおける計画において、トレードセンターの建設計画の金額がそれなりに大きい規模で計上されているのを田辺委員が見られて、これ本当に作る必要があるのかどうかというのは、きちんと精査すべきという助言をいただいた経緯にございます。

ですので、とりあえず箱ものだけ作って運営されないという懸念は、確かにご指摘のとおりでございますので、そこはちゃんと販売ニーズですとか、そのニーズがあるのかという点について住民にヒアリングのうえで作ってくださいということを、申し入れをしていきたいと考えています。

鈴木委員からもう 1 点、論点の中でご指摘いただきました、十分な情報というところにご懸念いただいてるところです。これもワーキンググループの議論での経緯があるかと思うんですけど、助言委員の中でステークホルダー協議の中身に関するご懸念を何点かご指摘をいただいております、なぜかといいますと、DFR の中でステークホルダーの中から、懸念が何点か出されているという記録が残っているんです。例えば水の影響ですとか、土地の影響ですとか、彼らの文化への影響というところが指摘されていまして、それを踏まえての委員からの懸念だと思います。実態としては、それらは事前のヒアリングにおいて住民から出された懸念でございまして、ステークホルダーミーティングの中できちんと説明することで、皆さん納得をいただいているという状況まで至っているんですけど、事前にいろんな疑問が出ていたということを踏まえて、ちゃんと情報を伝えてくださいと、ステークホルダーミーティングでもちゃんと情報を伝えてくださいという議論に至ったという背景がございまして、この言葉が含まれているという認識でございます。

次に阿部委員からいただいた質問の中で、宗教的な儀式のところでございますが、現時点で、実際具体的にどういう儀式をやるかというところまでは決まっていないのですが、詳細計画策定の段階の中で、住民との協議の中で、工事に当たってのその儀式というものが、どういうものが必要になるのかというのを議論させていただいて、対応策として織り込んでいければというふうに考えております。

最後、松本委員からいただいた経済評価のところでございます。ちょっとややこしいところではございまして、少なくとも我々の認識でございますが、先ほど申し上げたとおり、経済評価の中で環境影響の項目だけを取り出して金額が幾らということは今申し上げることはできないという状況でございます。ですので、環境影響の費用がいくらとは言えないんですが、環境影響評価は今の F/S の中でやる経済評価の内数として、要はコストの内数として含まれていると、それをもって経済評価をしますという趣旨を、報告書においてご説明しようかと考えておりました。ですので経済対策、経済影響にかかる費用が考慮されずに経済分析をされてるんじゃないかという問いに対して、それは内数として含まれていますということまでをご説明しようと思っておりました。ただし、それが

何%ですとか、その数字ですとか、その具体的な定量的な数字まではちょっと現段階では出せないということを申し上げているところでございます。それを基に経済評価をして案件の妥当性は評価しますと。恐らくその具体的な数字ですとか、%のところになってきますと、詳細計画段階に入って初めて明らかになってくるという流れを想定しております。ですのでドラフトファイナルレポートの中で記載させていただくのは、今申し上げたような概念、考え方に関して説明を申し上げるところまでと理解しております。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございました。

どうぞ、高橋さん。

○高橋 1点補足ですが、鈴木委員からいただいた FPIC に関するご質問ですが、ワーキンググループにおける議論では、先住民族の方から当初はプロジェクトに対する懸念の声が聞かれたものの、ステークホルダー協議の過程で説明を行い、その懸念はもう払拭されていると認識しています。FPIC 自体は、十分な情報が提供されたうえでの自由な事前の合意ということになっており、先住民族を対象にプロジェクトの内容についてしっかり説明して、誠実に交渉し同意を得る必要があると理解しています。実務的には、私どもが参照している世銀のセーフガード政策に倣い、プロジェクトへの明確な反対がなかったことを踏まえ、FPIC の目的は達成できているという解釈で良いと考えております。その点補足させていただきます。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

松本委員、どうぞ。

○松本委員 はい、ありがとうございます。

つまりわかったのが、この論点のところに書いてある最後に、同費用が経済評価に反映される旨というのは、反映されているということでもいいということですよ。つまり、なんかこの反映されるっていうのがその先の話なので、FR にまずそこで保証しておこうみたいなものと私は最初読み取ったので、そうではなくって、そもそも同費用は経済評価に反映されているという旨を回答することによってよろしいかどうかだけ、最後に確認をさせてください。もし詳細設計段階で反映される旨をやっぱり確約することであれば、そういうふうな書き方がいいのかなと思ったんですが、ここだけ最後に確認をさせていただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 はい、議論の整理ありがとうございます。後ほどちょっと、西井さんからご対応をいただきます。

阿部貴美子委員、お願いします。

○阿部（貴）委員 はい、ありがとうございます。詳しいご説明ありがとうございました。

確認なんですけれども、安全祈願ということなんです。先ほどの話の中で小椋委員からの質問の中で、モスリムの方は一世帯ということなので安全祈願では、どの宗教がどれということではなくて、住民の方々にその安全を願う気持ちがあるということは非常に尊重されるべきでありますし、何かそういう儀式をしたいということであれば、それも尊重されるべきだと思うのですけれども、どのような場でこの要望が出されたのかとか、誰から出されたのかとか、あるいは結局どういう宗教というか、アニミズムかもしれませんけれども、形でこの祈願がされるのかということあたりに

については、現場で関わる JICA の皆さんですとか、あるいはコンサルタント会社の皆様とかに非常に注意をもって、何かこう住民の方々全てに対して押し付けにならないような形で、また特定の宗教を推進するような形にならないような状況で行っていただきたいなと思いますし、これをステークホルダー協議の関連の費用から捻出されるのかどうかということ、まだわからないですけども、その費用も公的な資金から捻出されるのであるのであれば、今申し上げたような点に十分ご配慮いただいて、住民の気持ちを尊重しつつ実施されることが望ましいのではないかなというふうに考えます。よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 はい、後ほどまとめて西井さんからご対応いただきますけど、山岡委員、お願いしてよろしいでしょうか。

山岡委員、聞こえますか。お願いします。

○山岡委員 いや、一応取り下げたつもりだったんですけども。

○原嶋委員長 ごめんなさい。

○山岡委員 助言 2 と論点 2 についてなんですけれども、言おうと思いましたが、助言 2 を受けて論点が整理されてるんで、確かにそこが矛盾がないように表現する必要があるなということを改めて確認したということと、場合によってはこの助言と論点というのは矛盾はしなくても、違う意味のことを表現されてもいいとは思いますが。そういう意味で多分本音としては、2 番目の論点は信頼性の高い、いわゆる環境対策費用については詳細設計で計算する。あるいは経済評価に反映するという意図が強かったのではないのかなというふうに、議論しながら聞いておりました。そういう意図であれば、違う表現で論点を書くこともできるなというふうに思った次第です。

以上です。

○原嶋委員長 はい、じゃあ併せて長谷川委員、どうぞ。長谷川委員、どうぞお願いします。

○長谷川委員 はい、ありがとうございます。

今本音という言葉が出てきたんですが、ちょっと論点の 2 のところを映してもらえますか。この論点には JICA さんのほうが非常に苦労していい文章を考えてくれて文句はないんですけども、この 1、2 行目にあるように、ガイドラインの中で環境コストも内部化するというふうな、一つの大きな理念が入ってきております。これをどう実現するかというふうなことで、具体的には経済評価、費用便益分析等でそれを利用するというふうなことかと思うんですけども、意思決定に反映するというのは 2 行目にございます。意思決定、これいつやるんだということで、できるだけ早い段階で、できるだけ頼れるような情報を持ちながら意思決定をするということで、できればまだ準備段階ですか、調査段階でこの段階のドラフトファイナル時点で、意思決定につなげるというふうなことかと思うんですが、そうすると、ここでいう環境費用がどの程度精密に計算できていなければ、その意思決定に利用価値がないのかということになりますけども、矛盾するところは意思決定がだいぶ遅れる段階の詳細設計にならないと詳しい情報が入ってこないんですよというふうなことがあります。理想は内部化できるだけ早い段階でするんですが、現実的にはその次の段階の調査設計にまで回せざるを得ないのかというような、その辺がちょっとありながらここは助言を使わせてもらいました。

ついでに言いますと、このドラフトファイナル段階で経済評価をやっている中で、ほかのコストは割合まあまあ精密なものがどんどん出てきて、便益のほうも今回は道路案件ですから、なかなか便

益図りづらいんですけども、これもなんとか工夫して出してきて、費用と便益を比べて EIRR がどうのこうのという妥当性をこうだということまでもってきているわけですね。ですから、環境対策費用というのは環境便益ではありませんから、わりかし計算はしやすいんで、ほかのコストレベルぐらいまで精度の高いものがこの段階でも計算ができて、それを入れ込むってことは、あながち非現実的でもないのかなということを思いつつも、一つの妥協的な落とし所としてこんな助言になったわけです。ちょっと、本音ということがあったんで申しました。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは西井さん、今いくつかの点ありましたけども、受け止めお願いしてよろしいでしょうか。

○西井 はい、西井でございます。ありがとうございました。

松本委員と長谷川委員のコメントが同じところをご指摘いただけてますので、まずそこからですが、松本委員にご提案いただけてます修文案は、我々の認識も間違っていないので、ご提案のとおりでよろしいかなと思います。山岡委員と長谷川委員の議論の中で、どこまで将来を見込んだ提言にするのかという点について、今のことなのかということだと思います。長谷川委員の、その意思決定に反映されることが重要だという観点で申し上げますと、恐らく意思決定は我々にとっては、審査ということになるかと思っておりますので、審査に向けてこの事業が妥当かどうかというのを判断する、従って今のこのフィージビリティスタディ、概略設計の段階で、この案件の費用の経済妥当性っていうものを評価させていただくというのが、あるべき姿なのかなと思います。そうなりますと、じゃあその経済評価のためにどこまで詳細な、この環境影響評価コストを含め、精緻化する必要があるかという議論になるかと思いますが、先ほど申し上げたとおり、現実的には全てを精緻化するのには難しいと。一方で、じゃあ全くないかといいますと、先ほど申し上げたように、概略で概算としては内数として内部化されてコストは含まれた形で経済分析をしております。今の段階でのその試算か、さらに詳細計画段階で出てきた精緻化された数字かという違いはあると思いますが、その差は比較的わずかなるものではと理解しております。従って、我々としては今は概略設計段階ですので、事業コストも結局概算にはなると思うんですが、概算としての経済分析をさせていただいてまして、それを基に案件の妥当性を審査させていただくということになっております。現時点で環境影響費用の積算がどういう積算をされている、概算だったら概算だということを説明する、それを基に経済評価の分析がされているという今の現時点での状況をご説明させていただくということが、このガイドラインの整合しているということになると理解しております。それが1点目でございます。

阿部委員からいただきました安全祈願の件に関しましては、ご指摘承知いたしました。実施の段階でそこを重々留意してまいりたいと考えております。

とりあえずは今の反応ということで、お返し申し上げます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、いずれにしても環境対策費用がそもそも考慮されてないということではなくて、抜き出してなかなか定量的に、こう正確に表示しにくいという現実的な問題の中で、どう折り合いをつけていくかということだと思いますけど、助言文としては、今ちょっと助言文出していただけますか。助言文のところでは、はい。やや漠然とした表記ではありますけども、環境対策費用の積算

に関わる方針、これは詳細設計の段階でどうするかということも含めて、その方針を表明していただくということと。この対策費用が経済評価の中で、既に進んでいる経済評価の中でも含んで経済評価がされているということを、できるだけ正確に FR の段階で書いていただくということで、論点そのものと明示的に、こう矛盾するということではないかと思いますので、一応妥協点といえますか、折り合いをつけるという点では2番目の表現でというふうに思っておりますので。東主査、何かコメントありましたら、全体頂戴したいと思います。

あといくつか直したところがありますけども、基本的にはワーキンググループでのご議論での表現を尊重した形で、3番はステークホルダー協議の項目に移しておりますので、ちょっと下のほうに映してください。はい、今こういう形でまとまっておりますので、もう一度東主査を含めてワーキンググループのメンバーの皆様に確認していただいて、皆さん全体のご意見をいただきたいと思っています。

ただ1点、ちょっと詳細設計という言葉と詳細計画という言葉がちょっと入り混じっているんですけども、その点はちょっと、西井さんいかがでしょうか。コメントいただければと思います。

あと柴田委員からご発言ありますので、柴田委員どうぞ。

○柴田委員 すいません、ちょっと細かなところで恐縮です。

内容じゃないんですけども、論点の2点目の4行目です。環境対策の緩和策の実施になってしまってるので、環境対策の実施に必要な費用か、あるいは環境影響の緩和策の実施に必要な費用ですかね。対策の緩和策になっちゃった、そこだけ。はい、すみません。

○原嶋委員長 はい、わかりました。これは環境対策でいいんじゃないかな。これは、論点のほうはJICAのほうで責任を持ってまとめていただいていますんで。

高橋さん、いかがでしょうか。

○高橋 はい、ご指摘の通りと思います。環境対策の実施に修正します。また、先ほどの最後の経済評価に反映されているとの部分も修正いたします。

○原嶋委員長 はい。あと詳細設計と詳細計画とちょっといろいろ混じってるんですけど、これはプロセスとしてはちょっと。はい、すみません、どなたか。

○西井 詳細設計は、恐らく施設の設計そのもののことを指す一方、詳細計画策定段階というのが全体の環境社会も含めたプロセスだと認識しておりますので、詳細計画策定段階ということで詳細計画という表記に統一させていただければ幸いです。

○原嶋委員長 9番と10番にもあります。以前の9番と10番です。あと以前の3番です。その3つにありますけど、大丈夫でしょうか。

○西井 詳細計画策定段階ということで、統一させていただければ幸いです。

○原嶋委員長 それでは、一応今のところ詳細計画ですか。

それでは、東主査、すみません。ちょっといろいろ介入してしまいましたけども、全体をとおして何か最終的にコメントをいただければと思いますけど、東主査いかがでしょうか。

○東委員 はい、ありがとうございます。

まず2番です。今日の主な議題ですけども、環境対策費用の積算です。それと経済評価の点ですけども、委員の皆様方、いろいろと指摘ありがとうございました。そのとおりで、わかりやすい表記になったと思います。

それと阿部委員の宗教儀礼のことなんですけども、これ私、最後の英文の資料の 14 章ですか、の最後に住民との聞き取りということで、かなり興味もありましたんで読ませていただいたんですけども、モスルムの家庭、一家族ということでしたけども、そこからの証言といいますか、出てこずに、いずれにせよ Shinto ritual というような英語表現がありまして、日本語でいうと神事ですよね。やはり何か新しく作る時には、当然日本も同じで祈禱をやりますし、その出どころはどうなんだということで一応予算化されてたと思うんです。そしてその予算、少ないというような意見も住民からありましたので、そのようなところは今後細かく議論するということでもよろしいかと思います。

以上です。

○原嶋委員長 あと、東委員、全体をとおして若干手を入れて大変恐縮ですけども、今画面にあるような形で概ねご了解いただけますでしょうか。

○東委員 はい、異存ございません。ありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、ほかの委員の皆様、最終的に今画面といいますか、出ておりますとおりですけどもいかがでしょうか。ちょっと一点だけ、高橋さんに確認したほうがいいと思うんですけど、そういう宗教的な行為に JICA のお金使っていいんですか。素朴な疑問で申しわけない。

○東委員 すみません、東です。発言よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 どうぞ、はい。

○東委員 これは私の専門ですから言ってしまうんですけども、NGO でも UN でも出しております。

○原嶋委員長 そうですか。すみません。ちょっと私も、どうぞ。

○東委員 あくまで Ritual ですから、英語でいう。なんというか儀式のようなものですから、神事とも訳しますけどもやっぱり儀式ですので、それでその儀式があまりにも多くなりますと、例えばある地域ではモズレムとクリスチャンを横に並べてやってしまうとか、そういうようなところもありますので、一応他の団体でも出してるし、あくまで儀式のことですから宗教ということとあまり絡める必要は、宗教ということよりもやはり儀式という絡みのほうが大きいと思います。これが私の見解です。

以上です。

○原嶋委員長 どうぞ、高橋さん。

○高橋 審査部の高橋です。東委員のご説明と少し整合しないものの、宗教的儀式に関し、JICA としてはその実施について事業実施機関と合意するものの、当該儀式の資金的な負担は協力準備調査や円借款で支援する予定はなく、相手国政府から支出される仕切りとさせて頂いております。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

○東委員 はい、東です。すみません。

○原嶋委員長 はい、どうぞ。

○東委員 そういう高橋課長からのご意見、そういうことで了解いたしました。

以上です。

○原嶋委員長 はい、了解しました。ありがとうございました。

それでは、ちょっと大変時間を取らせてしまって大変恐縮ですけど、今画面に示していただいとおりで助言文を確定したいと思っております。もし何かご意見ありましたら頂戴いたしますの

で、サインを送ってください。

それでは、今画面にお示しいただいたとおりで、助言文を確定させていただきます。ワーキンググループの皆様、大変ありがとうございました。東主査、どうもありがとうございました。

○東委員 どうも、ありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、続いてこの本件に関連して環境レビュー方針の説明ということで、続けてお願いしてよろしいでしょうか。

○西井 はい、引き続き東南アジア五課の西井からご説明申し上げます。今の議論とかなり重複するところございますので、かいつまんでご説明申し上げます。

今議論いただきました助言に対する対応策に関しまして、まずご説明申し上げます。

助言の 1 に関しましては、環境影響対策の防止策、緩和策が実施された場合の影響評価を FR に報告すべきということでございますが、ここは環境影響をなくすために環境対策をするということが、基本的な考え方で記載しておりますので、実施すれば環境影響評価は D になるということだと我々は理解しております。従ってその旨を FR で記載する予定です。

助言の 2 に関しましては、今散々議論いただいたところでございますが、環境影響費用の積算が概算であること、未知数であることをご説明して、経済分析に含まれていることを記載させていただきます。

それ以外、助言 3、4、5 以降、実施機関に申し入れること、あるいは報告書に記載することということで助言をいただいておりますので、各助言内容をそれぞれ FR に記載すること、実施機関に申し入れることというのを、着実に実施してまいりたいというところで対応表にさせていただいております。

非常に足早ですが、助言対応表のご説明でございます。

続きまして、時間の関係から環境レビュー方針に関しましても、ご説明を先に終わらせていただければと思っております。

○原嶋委員長 はい、どうぞお願いします。

○西井 こちらも全てを読み上げることが時間的に厳しいですので、かいつまんでご説明をさせていただきます。

1 ページ目でございますが、環境レビュー方針全般事項、環境社会配慮文書でございます。フィリピン側のほうで EIA、RAP、IPP を作成しておりますして、現在先方の環境天然資源省にそれを提出、7 月までに承認をいただく予定ということでございますので、その承認ステータスですとか、更新内容というものを環境レビューとして確認してまいりたいということを方針にしてございます。

2 ページでございますが、片括弧 5、ステークホルダー協議に関しまして、記載させていただいたとおりステークホルダーミーティング、あとフォーカスグループディスカッションを進めてまいりました。これに関しましても、助言でいただいているとおりでございますが、助言の 3 で先ほど議論のあった、丁寧で複合的な聞き取りを目指してくださいということを申し入れること。あと移転地の決定に関しまして、詳細計画の過程でステークホルダー協議をやりますが、ニーズをちゃんと聞いてくださいということを助言でいただいておりますので、実施機関に改めて念押しをしてまいりたいと思っております。

4 ページに飛びます。片括弧 6、EMP、EMoP、モニタリングフォームでございますが、それぞれ

の中身は既に合意してございます。あとモニタリング頻度に関しましては先方と既に協議をしております。これに関しましては助言をいただいておりますが、先ほどの議論でもございますが、防止策、緩和策を実施した場合の、その結果の予測評価です。我々としては影響がなくなるように実施するわけですから、その旨をFRに記載するという。あと費用の積算と経済分析に関しては、散々議論させていただいたとおりでございますが、それをFRに記載させていただく方針としております。

5 ページに飛ばさせていただきますが、情報公開でございますが、これはJICAのホームページ、あと実施機関のホームページにECC、EIA、RAP、IPPの公開を予定しておりますので、その時期を詳細確認してまいりたいと思っております。

下のほう、汚染対策のところでございますが、水質に関しましていくつか議論がございました。工事中、あとは建設後に周囲の河川への影響に関して、河川からの道路への影響、逆に河川への影響、両方あると思いますが、そこに関して充分配慮するということを議論させていただいてまして、助言をいただいておりますので、これは実施機関に申し入れていきたいと思っております。基本的に川の中に橋脚等は立てない予定でございますので、影響はある程度緩和される予定ではございますが、実施機関に念押しをしてまいりたいと思っております。

6 ページ、騒音・振動に関しまして、これも工事に伴う建設機材ですとか、工事用車両の走行ですとか、交通規制等の周辺交通の渋滞とか懸念されておりますが、機材の維持管理等対策を記載しております。ワーキンググループで議論になった点で、環境影響の分析において考慮しているのは、ちょっと古いモデルを想定した騒音を検討しておりましたので、環境影響の観点からより新しい静音性の高い機材を使うということを提案するというを、FRに記載してまいりたいと思っております。

少し飛びまして7 ページでございます。自然環境のところでございますが、片括弧3、水象のところでございます。河川への影響というところでございますが、先ほど申し上げたとおり、橋の橋脚はできるだけ避ける構造物にする予定でございますが、水への影響というところをきちんと対処をしましょうということでございます。これも助言でいただいているところを実施機関にしかるべく申し入れをしてまいりたいと考えております。

8 ページ社会環境のところでございます。片括弧1、用地取得、住民移転の規模でございます。484世帯の組織、土地所有者、27 バランガイへ影響、96 世代の移転等の情報を確認しておりますが、これも改めてその住民移転の規模や影響を再確認してまいりたいと考えております。

9 ページに関してです。片括弧5、生計回復支援のところ。記載は、生計回復支援の項目において、住民移転でのビジネス損失の補填に関する事項が記載されておりますが、一方で、助言でいただいておりますのが、ある意味周辺住民の生活影響という観点から関係するところですが、先ほど議論いただきましたアンダーパスの議論の助言をいただいておりますので、実施機関に詳細計画の中でちゃんと考えてということをお願いしていきたいというふうに考えております。

10 ページでございます。少数民族、先住民族のところでございますが、世帯としては13 世帯が本事業の影響を受ける先住民ということでございまして、フィリピン側が求めるFPIC、あとJICAのガイドラインに基づくFPICを実施したIPPを実施しています。フィリピン側の義務として、フィリピン側のFPICをやりますと、先住民とその協議に基づく了解覚書というものの、MOAを締結し

ますので、それを今後実施する予定というふうに認識としておりますので、環境レビュー方針としては、その MOA の締結予定時期の確認と、JICA への共有というものをしっかりと申し入れたと思っておりますし、先住民の関連では助言の 6、トレードセンターの話です。あと助言 7、ADSDPP の計画の脚注などの件に関しまして助言をいただいておりますので、それぞれ実施機関に申し入れることと報告書に記載することを対応してまいりたいと考えてございます。

はい、大変かけ足でございますが、以上でございます。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございました。

それでは、今ご説明いただきました環境レビュー方針につきまして、ご発言頂戴いたしますので、サインを送ってください。

ちょっと私から念のため確認ですが、FPIC の合意と協議が、ちょっと整理されてないところがあるんじゃないかと思うんですけども。ガイドラインの年度版の違いもあるので、ちょっともう一度高橋さん、あとからちょっとこう、確認してください。それが 1 点です。

それでは、今何人かサインいただいておりますので、錦澤委員、お願いします。

○錦澤委員 ご説明ありがとうございました。

5 ページの助言 10 になんですけども、こちらの水質のところに入れていただいて、1 点この文章の中で洪水発生確率の上昇の、確率の字が、これは Probability のほうの確率ですか。それでこの助言は水質のほうに入れていただくということだと思いますけれども、ストックヤードの資材置き場ですとか、搬出された土砂の扱いについて、実際にどここの場所だったか水質への影響が発生しているっていうのは、そういうステークホルダーからの指摘もあったと記憶してはいますが、この下の廃棄物の話ともかなり関係していると思います。ですので、念押しということで助言 10 について、廃棄物のほうにも入れておいていただいたほうがいいのかと思ってたんですけども、いかがでしょうか。ご検討いただければと思います。お願いします。

○原嶋委員長 はい、米田委員お願いします。

○米田委員 生態系のところです。いつも同じような発言をしておりますけれども、生態系の一番最初の KBA のところの中で、IUCN レッドリスト掲載種の確認がという表現がありますが、IUCN レッドリストの掲載種の中には普通種も入っていますので、もしこれが絶滅危惧種とか、そういう懸念の高い種類のことをいいたいのであれば、そういう表現に変えたほうがいいのか。あるいは単に情報としてレッドリスト掲載種がこれだけありましたという意味であれば、このままでいいと思うんですけども、そこを確認していただきたいというのが 1 点目です。

もう 1 個あります。もうちょっと下へ行っていて、供用時のところでロードキルの可能性があるという表現があります。その下のモニタリングのところにはロードキルがないんですけども、ロードキルの、なんですかね、モニタリングというほどきっちりしたものでなくても、ロードキルの記録を取るような、特にこの案件の場合だと、そのほとんど拓けたところで、あんまりロードキルの発生は多くないかと思うんですけど、一部森林が近くにあるようなところがあるので、そういうところだけでもロードキルの記録を取っておくようなことをしておくのがいいんじゃないかなと思います。先行きもし頻発するようであれば、対策を考えなければいけないとかそういうことがありますので、その辺をちょっとご検討いただければと、お願いですけれども、ご検討いただければと思います。

はい、以上2点です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、西井さんよろしいでしょうか。

○西井 ありがとうございます。西井でございます。

錦澤委員からいただきました質疑の、まず文字は大変失礼いたしました。誤字でございます。確率、Probability のほうでございます。廃棄物のほうにも関わるという点、ご認識のとおりだと思いますので、こちらにも同じ助言を記載させていただくようにできればと考えてございます。

あと米田委員からいただきました、IUCN レッドリスト掲載種に関しましては、一般論ではなくて危惧種の存在がということを申し上げたかったものですから、ちょっと文言は修正をさせていただければというふうに思っております。ロードキルのモニタリングに関して、一瞬お待ちいただいてよろしいでしょうか。

大変お待たせいたしました。生物のロードキルの可能性があるという表現に対する対応でございますが、基本的に今回建設する道路は高規格道路でございますので、フェンスですとか、ちょっと高台になっていたりということで、かつアンダーパスですとかオーバーパス、動物が移動できるような対策をしておりますので、そういう対策を行うということでロードキルの可能性はかなり緩和できるということになるかと思います。事業実施の中でロードキルがあった場合は、もちろんそのときに対策をしまいらないといけないと思うんですが、日々の事業のモニタリングというのは、恐らくこの高速道路を運営する高速道路会社というものが、事業のモニタリングを継続していくことになると思いますので、その中で事象が発生する場合は、改めて対策を検討していくという基本認識であります。

今で回答になってございますでしょうか。

○原嶋委員長 米田委員、いかがでしょうか。

○米田委員 そうですね、はい、了解しました。いつも道路案件に関しては、ロードキルのモニタリングというのはみんな必要なのかなと思ってのんですけども、なかなかそれがそのモニタリングとかの中に入らなくて、ちょっと歯がゆい思いはあるんですけども、緩和策を実施するということで、その意識はしていると、対策をしているということで、とりあえず了解しました。

以上です。

○原嶋委員長 西井さん、現実にはロードキルが起きた場合に、そういった損傷を受けた動物の移動とか除去っていうのはどういう対応になるんですか。現実の問題。モニタリングという形でこうフォーマットを作るかどうかは別としてです。日本でいえば、よくいろんな、何かの除去なんか行われてますけど。

○西井 はい、原嶋委員長すみません、一瞬だけお待ちいただいてよろしいでしょうか。すぐお返しします。

○原嶋委員長 はい、どうぞ。

○西井 原嶋委員長、お待たせいたしました。

基本的な概念として、まず前提としてこれが高規格道路でございますので、高速道路みたいなものですので、そもそも動物があまり立ち入られると困るという道路だと認識しております。ですのでフェンスですとか、アンダーパス等で対策を練っているというところでございます。実際に動物

のロードキルが起きてしまった場合は、道路の運営会社が日々の運営維持管理を行いますので、その範疇で対処ということをする事になるかと思えます。確かにそこで IOCN の、じゃあ絶滅危惧種のロードキルの件数をカウントしているかという話になりますと、そこまではモニタリングできてないかもしれないのですが、その道路運営のモニタリング自体はされますので、その中で、こう事故件数というものをカウントはできるというふうに理解しております。絶滅危惧種か否かに関わらず、動物による接触事故というものが多発するようであれば、恐らく道路の運営そのものとして、例えばフェンスを設置するとか、運営維持管理の一環として対策を練るということになるのではないかと理解しております。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

長谷川委員、どうぞ。ご発言をお願いします。

○長谷川委員 はい、ありがとうございます。蛇足になるかもしれませんが。助言について、対応結果を表にさせていただいてありがとうございました。

1 番目の私の助言についての対応結果なんですけども、ありがとうございます。ここに書いていただいたように、緩和策とおす場合は D 評価を想定しながらというのはもちろん当たり前のことだと思うんで、もしこれを想定しながらやるならわざわざ対策をした後の予測評価はどうか、なんていうことは言及する必要特にないのかなというふうな考えもできるんですけども、あえて私がこう助言したのは、今回の DFR の中での言い回しもそうですけども、可能な限りとか、それからできるだけとか、そういうふうなできる限り影響がないような方策を講じるというようなことで、完全にと、完璧にということでは全くないんです。対策によっては技術的な背景とか、あるいは予算の問題とかあって 100%を解消できるというわけでもないですから、緩和策という言い方をしたりするわけですから。だからそこに居る人たちにとっては、いろんな対策がとってもありがたいんですけども、現実問題として、やはりなんらかの影響は残る、そのあたりはどうですかということ、やっぱり気にしてると思うんです。そのあたりを対策をやったときに限りなく D には近いんでしょうけども、正確に言うと、そのあたりは心配しなくてもいいのかということをやはり丁寧に伝えてもらおうと。ここはモニタリングというのは後から出てきますから、それも併せての話だと思うんですけども、そういったこともやはり表現して、丁寧にする必要はあるかなということで、この助言をさせてもらいました。ちょっと蛇足ですが、ありがとうございます。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、ほかいかがでしょうか。

○高橋 はい、すみません。事務局の審査部の高橋でございます。

原嶋委員長から言われました FPIC、Consent と Consultation が混ざってるのではないかとのご指摘については、今回本事業は 2010 年ガイドライン適用なので Consultation となっております。一方、フィリピン側の FPIC は Consent となっております。我々としては、環境レビュー方針においてもその使い分けを行っているつもりですが、改めて確認し混乱が生じているところがありましたら修正いたします。他方、ワーキンググループ会合でもご説明させていただきましたが、実質的には Consultation ではなく合意をちゃんと得る必要があると理解しており、JICA としてもそうした姿勢で取り組んでおり、Consent と同じ対応を取っているとご認識いただければと思います。

○原嶋委員長 ご説明ありがとうございました。

それでは、概ねご意見も出尽くしたという感じもいたしますけど、何か確認の必要のあることがあれば、ご発言をお願いします。サインを送ってください。

○西井 原嶋委員長、ありがとうございます。1点だけ最後に、長谷川委員からいただいたコメントに関しての反応といいますか。

○原嶋委員長 はい、どうぞ。

○西井 ご指摘のとおり、まず基本的に我々としては環境影響対策、緩和策を実施する中身に関して、その中身を実施すれば、影響は軽減回避できるということをめざして対策を提案させていただいておりますので、それをやった場合の影響ということになりますと、それはDになるということをご説明させていただくということを考えております。確かに、できる限りできるかやらないかで、実際にやったら本当にどこまでいくか、これは多分実施をしてみないとわからないところかなと思っておりまして、そこまでの評価は現時点ではなかなか定量的には、あるいはその定性的にもかもしれませんけれど、ちょっと難しいかと。でもできるだけといったときにできなかったらどうなるんだといえば、元の環境影響評価ということになりますので、ですので我々としてはこれを回避するべく対策を提案するという説明をさせていただく趣旨でございます。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

基本的な考え方としては、対策を取れば現状よりも悪化する状況はもたらさないという前提で進めているという理解でよろしいですね。

○西井 ご指摘のとおりです。

○原嶋委員長 長谷川委員、いかがでしょうか

○長谷川委員 はい、ありがとうございます。そのとおりだとは思いますが、はい、ありがとうございます。

○原嶋委員長 米田委員、先ほどの生態系の関係の議論の整理よろしいでしょうか。

○米田委員 はい。レッドリスト等はそれで結構だと思います。ロードキルについては、これも話しだすと長くなるんですけど、日本でいえば鹿のような、そういう事故の場合は、確かに道路の維持管理上、大きな問題になりますので当然対策をすると思いますけれども、そういうことにならないような、小さな生き物もひかれてぺちゃんこになってそのままみたいな、あるいはそれを狙ってまた鳥が来るとか、いろんなことがあるので問題は意識していただきたいと、今ある対策で全て解決できると思わないでいてほしいということは申し上げたいと思います。

はい、以上です。

○原嶋委員長 そうですね、確かに小動物のロードキルの場合には、その道路維持管理にはあまり影響が出ないので、放置されてしまうということも起こりかねないということについては、認識する必要があるというご指摘だと思います。

西井さん、よろしいでしょうか。

○西井 はい、ご指摘重々理解いたしました。

○原嶋委員長 それでは、概ねご議論いただきましたので、もし何かありましたらご意見頂戴しますけれども、何かありましたら、サインを送ってください。よろしいでしょうか。

それでは、長い時間のご議論ありがとうございました。それでは、本件ここで締めくくりとさせていただきます。西井さん、どうもありがとうございました。

○西井 どうも、ありがとうございました。

○原嶋委員長 はい、それでは続きまして、その他に移りたいと思いますけれども、事務局といたしますか、審査部のほういかがでしょうか。よろしいでしょうか。お願いして。

○池上 はい、原嶋委員長ありがとうございます。審査部、事務局の池上です。

第8期助言委員会の公募について、3分ほどお時間いただきましてご案内させていただきます。こちらのほう、既に3月に皆様にはメールでご案内させていただいておりますけれども、3月21日からJICAのホームページ上で、第8期助言委員の公募が開始されております。もう皆さん多くの方から既に様々なアクションいただいております、大変嬉しく思っております。

こちらのほう、応募の締め切りに関し、最終的な書類の提出の締め切りが、来週19日の17時ということで、今からちょうど1週間後に迫っておりますので、もしこれから書類を提出いただけるという方については、締め切りについて改めてご留意いただければと思います。また、手続面で1点だけご連絡させていただきたい点があります。現在の第7期にご応募いただいたときと、若干手続の流れが変わっております、今回はまずご応募希望とご連絡いただき、こちらのほうから書類の格納先についてご案内させていただいて、それからそちらに格納いただくというプロセスとなっております。そして格納いただいた後、大変お手数ですが、格納しましたというご連絡をいただきまして、それに対してこちらから拝受のご連絡を必ずさせていただきます。もしこの拝受のご連絡がつかなかった場合には申請の書類を受理できない可能性がありますので、確実に拝受の連絡がきたところまでご確認いただければと思います。

もしまだきてない場合やこれからこない場合があれば、改めてこちらのほうに再確認いただければと思います。大変お手数ですが、事務的なミスが起きないように万全を期しての対応ですので、こちらのほうご了解いただければと思います。

私のほうからは以上となります。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございました。

それでは今の件、ご意見、あるいは何かご質問等ございましたら頂戴いたしますので、サインを送ってください。あと全体をとおしまして確認、あるいはコメント、あるいはご質問ありましたらここで頂戴いたしますので、サインを送ってください。

これまでご発言がないのは寺原委員、貝増委員ですか。本日まだ発言いただいておりますけれども、お二人に限らず何か確認、あるいはありましたら発言をお願いします。

貝増委員、どうぞ。

○貝増委員 すいません、貝増ですが、今日ちょっとインターネットがつながったり、実は切れたりとかして、半分ぐらいしか聞こえてなくてコメントのしようもなく、すみません。そういう事情でした。次回きちんとインターネットがつながるといいのかなと思います。

○原嶋委員長 はい、すみません。どうも、ありがとうございます。

寺原委員、どうぞ。

○寺原委員 はい、寺原です。特にコメントありません。ありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、ここまでのところ、一応一通り議題対応してまいりましたけども、何か確認、あるいは質問、コメントがありましたら頂戴いたしますので、全体にあたりましてご意見をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今後のスケジュール確認ということでよろしくお願いします。高橋さんかな、池上さんかな。お願いします。

○高橋 はい、審査部、事務局でございます。

ワーキンググループについては、4月19日にモロッコの案件が予定されております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○原嶋委員長 全体会合は5月10日ですね。

○高橋 はい、全体会合は5月10日となります。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

○池上 すみません。事務局、池上です。1点ご連絡させていただければと思います。

昨年12月の全体会合の後、松本委員からだったと思いますけれども、最近この助言委員会について、以前コロナの前は懇親会を年に一回程度開催していたけれども、コロナの影響が終わってきた今、再開してはどうかというご提案をいただいたと思います。これについて、明確なご対応を今までさせていただかずにここまでできてしまいました。確かにコロナの前、2020年の1月、第5期の委員の皆様は懇親会にご参加いただいて、それで終わっておりまして、第6期は懇親会なし、第7期についても懇親会なしのまま今に至っています。この件、コロナで会議を対面で開催しないという状況でなくなってきましたので、大変遅くなりましたけれども、第7期の皆様がいらっしゃるうち、具体的には7月8日の最後の全体会合の後、7月8日にJICA本部懇親会を開かせていただければと思います。改めてメールでご案内させていただきますけれども、何卒前向きにご参加について検討いただけると幸いです。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

これまでのところ、何かご発言、確認や質問ありましたら頂戴しますので、サインを送ってください。よろしいでしょうか。

はい、大変長い時間どうもありがとうございました。それでは、特になければこれで本日の全体会合を締めくくりにしたいと思いますけれども、最後の確認になりますけれども、何かご発言、確認、質問、コメントありましたら、サインを送ってください。よろしいでしょうか。

それでは、第155回の全体会合これで終了させていただきます。本日は長い時間どうもありがとうございました。

閉会 16:38